

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 平成七年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)  
平成八年度鳥取県一般会計予算等( )

## 告 示

### 鳥取県告示第二百九十六号

平成八年二月定例県議会で三月十四日議決された平成七年度鳥取県一般会計補正予算、平成七年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、平成七年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県林業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県工業用水道事業特別会計補正予算、平成七年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、平成七年度鳥取県管工業用水道事

業会計補正予算、平成七年度鳥取県管埋立事業会計補正予算及び平成七年度鳥取県管病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

### 平成七年度鳥取県一般会計補正予算

平成七年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,906,672千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ427,425,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	1 県 民 税	52,745,123 <small>千円</small>	1,215,463 <small>千円</small>	53,960,586 <small>千円</small>
	2 事 業 税	14,213,547	858,002	15,071,549
	3 不 動 産 取 得 税	2,675,375	303,274	2,978,649
	4 県 た ば こ 税	1,651,590	△ 8,332	1,643,258
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税	423,352	△ 29,832	393,460
	6 特 別 地 方 消 費 税	820,498	△ 6,259	814,239
	7 自 動 車 税	7,081,797	△ 11,863	7,069,934
	8 鉱 区 税	1,242	154	1,396
	9 狩 猟 者 登 録 税	14,818	△ 346	14,472
	10 自 動 車 取 得 税	2,689,322	95,418	2,784,740
	11 軽 油 引 取 税	7,517,082	136,088	7,653,170
	12 入 猟 税	10,708	△ 419	10,289
	13 旧 法 に よ る 税	225	32	257
3 地 方 交 付 税				
1 地 方 交 付 税	134,645,234	916,977	135,562,211	
5 分 担 金 及 び 負 担 金				
	6,596,759	21,341	6,618,100	
6 使用料及び手数料				
1 分 担 金		777,403	△ 37,603	739,800
2 負 担 金		5,819,356	58,944	5,878,300
1 使 用 料		6,107,786	△ 134,147	5,973,639
2 手 数 料		4,742,215	△ 168,811	4,573,404
1,365,571		34,664	1,400,235	
7 国 庫 支 出 金				
101,904,302		△ 3,150,581	98,753,721	
1 国 庫 負 担 金		23,844,679	△ 2,135,899	21,708,780
2 国 庫 補 助 金		76,392,812	△ 924,763	75,468,049
3 委 託 金		1,666,811	△ 89,919	1,576,892
2,357,255		△ 32,054	2,325,201	
8 財 産 収 入				
1 財 産 運 用 収 入		1,704,294	△ 10,287	1,694,007
2 財 産 売 払 収 入		652,961	△ 21,767	631,194
9 寄 附 金				
23,245		△ 7,588	15,657	
1 寄 附 金		23,245	△ 7,588	15,657
10 繰 入 金				
8,365,083		△ 5,841,010	2,524,073	
1 特 別 会 計 繰 入 金		675,323	△ 255,963	419,360
2 基 金 繰 入 金		7,689,760	△ 5,585,047	2,104,714
12 諸 収 入				
61,111,221		△ 4,799,073	56,312,148	
2 県 預 金 利 子		664,821	△ 149,154	515,667



7 商 工 費	3 農 地 費	36,227,855	△ 578,732	35,649,123
	4 林 業 費	17,437,937	△ 725,346	16,712,591
	5 水 産 業 費	8,529,791	△ 212,827	8,316,964
	1 商 業 費	50,521,767	△ 4,831,070	45,690,697
	2 工 鉱 業 費	32,970,459	△ 3,719,119	29,251,340
8 土 木 費	1 商 業 費	16,479,367	△ 1,120,447	15,358,920
	2 工 鉱 業 費	1,071,941	8,496	1,080,437
	3 観 光 費	109,502,225	△ 1,041,412	108,460,813
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費	1,050,855	△ 18,585	1,032,270
	2 道 路 橋 りょう 費	55,508,561	△ 63,859	55,444,692
	3 河 川 海 岸 費	25,444,286	△ 420,782	25,023,504
	4 港 湾 費	11,314,537	23,814	11,338,351
	5 都 市 計 画 費	10,222,682	△ 64,470	10,158,212
	6 住 宅 費	5,961,304	△ 497,520	5,463,784
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	17,295,574	201,322	17,496,896
	2 警 察 活 動 費	15,613,355	138,854	15,752,209
11 災 害 復 旧 費	1 警 察 活 動 費	1,682,219	62,468	1,744,687
	1 教 育 総 務 費	69,644,003	△ 839,926	68,804,077
12 公 債 費	1 教 育 総 務 費	4,524,437	287,689	4,812,126
	2 小 学 校 費	23,699,662	△ 279,509	23,420,153
	3 中 学 校 費	12,722,702	△ 25,051	12,697,651
	4 高 等 学 校 費	18,980,701	△ 362,806	18,617,895
	5 特 殊 学 校 費	4,444,919	△ 170,977	4,273,942
	6 社 会 教 育 費	2,156,987	△ 43,828	2,113,159
	7 保 健 体 育 費	3,114,595	△ 245,444	2,869,151
13 諸 支 出 金	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,451,109	△ 3,422,404	2,028,705
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,822,384	△ 1,193,923	628,461
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,628,725	△ 2,228,481	1,400,244
14 歳 出 合 計	1 公 債 費	32,101,829	△ 571,504	31,530,325
	2 利 子 割 交 付 金	32,101,829	△ 571,504	31,530,325
	3 ツルヲ場利用税交付金	4,318,931	△ 110,485	4,208,446
	2 利 子 割 交 付 金	4,318,931	△ 110,485	4,208,446
	3 ツルヲ場利用税交付金	2,035,296	△ 179,978	1,855,318
15 歳 出 合 計	5 自動車取得税交付金	296,346	△ 22,099	274,247
	5 自動車取得税交付金	1,788,399	91,592	1,879,991
16 歳 出 合 計		439,331,943	△ 11,906,672	427,425,271

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 千円	年度 千円	年割額 千円	総額 千円	年度 千円	年割額 千円
4 衛生費	2 環境衛生費	自然ふれあい館整備費	2,998,600	8	1,549,750	2,998,600	8	562,370
			7	974,850	7	79,500		
			6	10,000	6	10,000		
			9	464,000	9	950,674		
			10	0	10	1,396,056		
7 商工費	2 工業費	博覧会シンボル施設建設事業費	4,899,762	7	355,604		7	337,994
			8	2,917,836	8	2,773,351		
			9	1,626,322	9	1,545,790		
			5	73,800	5	73,800		
8 土木費	4 港湾費	国際交流センター(鳥取空港)ターミナル整備事業費	2,621,700	6	1,944,000	2,555,800	6	1,944,000
			7	603,900	7	538,000		

第3表 繰越明許費補正  
追加

款	項	事業名	金額	
			千円	
2 総務費	1 総務管理費	一般財産管理費	8,248	
		総合事務所管理費	56,670	
	2 企画費	県民文化会館周辺整備事業費	127,510	

3 民生費	4 市町村振興費	市町村振興対策費	金額
1 社会福祉費	1 社会福祉費	社会福祉事業振興費	47,780
		同和对策事業費	112,297
		身体障害者福祉事業振興費	2,678
		施設福祉推進費	393,409
2 児童福祉費	2 児童福祉費	障害者福祉センター大規模整備事業費	166,352
		児童福祉施設設置費	6,422
4 衛生費	2 環境衛生費	公園等施設整備事業費	88,400
		氷ノ山自然ふれあいの里整備事業費	48,230
		地域医療対策費	647,081
		フラワーパーク整備推進事業費	534,000
6 農林水産業費	1 農業費	地域改善対策事業費	226,606
		山村振興農林漁業対策事業費	332,385
		農業構造改善事業費	1,797,131
		公共牧場機能強化事業費	47,702
2 畜産費	2 畜産費	担い手育成畜産基盤総合整備事業費	61,676
		国営事業推進費	56,257
3 農地費	3 農地費	農業用水源地域対策費	7,208
		県官かんがい排水事業費	16,030

県営水田営農活性化排水対策特別事業費	96,322							
県営畑地帯総合土地改良事業費	336,322							
県営ほ場整備事業費	755,738							
県営土地改良総合整備事業費	107,340							
挿発油税財源身替農道整備事業費	198,166							
広域営農団地農道整備事業費	1,464,800							
団体営土地改良施設整備事業費	51,711							
土地改良総合整備事業費	70,905							
団体営農道整備事業費	8,167							
県単土地改良事業費	187,096							
ふるさと農道緊急整備事業費	446,454							
県営中山間地域総合整備事業費	2,077,604							
県営農業集落排水事業費	283,250							
農村総合整備事業費	335,811							
中山間地域総合整備事業費	236,662							
農業集落排水事業費	1,706,675							
農業集落排水施設整備費	912,539							
開拓地整備事業費	20,640							
県営ため池等整備事業費	172,110							
県営地すべり対策事業費	23,224							
たん水防除事業費	14,402							
県営農業用河川工作物応急対策事業費	75,164							
団体営ため池等整備事業費	5,263							
林業山村活性化林業構造費	110,346	4	林業費					
林産振興費	7,518							
森林保全総合対策事業費	3,498							
造林事業費	4,606							
林道開設事業費	593,238							
林道改良事業費	43,313							
林業地域総合整備事業費	221,342							
ふるさと林道緊急整備事業費	339,390							
一般治山事業費	525,227							
地すべり防止事業費	23,805							
水産物流通加工活性化総合整備事業費	287,388	5	水産業費					
漁港修築事業費	5,300							
道路補修事業費	666,320	8	土木費					
積雪寒冷対策道路事業費	27,500							
緊急地方道路整備事業費	89,100							

3 河 川 海 岸 費	日本電信電話等受託事業費	17,184
	トシネル内ラジオ再放送施設工事受託事業費	15,880
	道路改良事業費	2,642,280
	緊急地方道路整備事業費	527,320
	単県道路改良事業費	23,000
	ふるさとづくり事業費	561,600
	地方特定道路整備事業費	1,134,580
	日本電信電話等受託事業費	14,253
	橋りょう整備事業費	880,690
	緊急地方道路整備事業費	62,100
	日本電信電話等受託事業費	794
	砂防維持修繕費	14,280
	ふるさとづくり事業費	20,170
河川改良事業費	1,074,100	
河川局部改良事業費	208,950	
河川修繕費	31,140	
ふるさとづくり事業費	64,980	
通常砂防事業費	422,000	
火山砂防事業費	97,400	
4 港 湾 費	地すべり対策事業費	31,400
	急傾斜地崩壊対策事業費	149,700
	雪崩対策事業費	41,400
	災害関連地すべり対策事業費	105,300
	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	52,200
	単県急傾斜地崩壊対策事業費	12,700
	治水ダム建設事業費	56,170
	市町村受託事業費	5,400
	海岸堤防修築事業費	135,680
	海岸環境整備事業費	126,000
	鳥取港港湾調査費	20,000
	港湾修築事業費	257,000
	鳥取空港整備関連事業費	1,833
米子空港ターミナル施設整備事業費	451,300	
街路事業費	377,400	
緊急地方道路整備事業費	273,000	
地方特定道路整備事業費	367,000	
日本電信電話等受託事業費	531	
広域公園整備事業費	6,800	
5 都 市 計 画 費		

6	住宅費	公共下水道過疎代行事業費	234,360
		都市改造事業費	1,730
9	警察管理費	公営住宅建設事業指導監督費	4,000
		公営住宅建設事業費	1,168,102
10	教育費	財産管理費	88,510
		施設新営費	16,700
11	災害復旧費	高等学校整備費	31,720
		1 農林水産施設災害復旧費	16,900
	計	7年林地災害復旧費	74,301
		7年林道施設災害復旧費	39,682
		災害関係緊急治山事業費	147,000
		2 土木施設災害復旧費	29,551,848

第4表 債務負担行為補正

変更

補正前		補正後			
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
土地改良費	平成8年度	882,067 千円	土地改良費	平成8年度	942,067 千円
治山費	平成8年度	177,000	治山費	平成8年度	198,991

進学奨励資金 貸付	平成8年度	103,764	進学奨励資金 貸付	平成8年度	115,134
--------------	-------	---------	--------------	-------	---------

第5表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
財産管理費	116,000 千円	%	174,000 千円	%
環境保全費	724,000		187,000	
農業総務費	1,877,000		1,932,000	
土地改良費	6,759,000		6,761,000	
農地防災事業費	280,000		270,000	
林業振興指導費	1,397,000		968,000	
林道費	2,461,000		2,469,000	
治山費	1,680,000		1,730,000	
漁港建設費	1,628,000		2,191,000	
沿岸漁場整備開発費	476,000		532,000	
金融対策費	1,000,000		0	
工鉱業総務費	1,754,000		1,706,000	
土木総務費	69,000		63,000	
道路維持費	1,162,000		1,157,000	
道路新設改良費	10,828,000		12,496,000	





都市災害復旧費	0	3,000	同上	同上	同上
計	57,810,000	57,714,000			

平成7年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,781千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,036,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 事 業 収 入	3 集 中 管 理 事 業 収 入		1,051,177	△ 17,781	1,033,396
			323,599	△ 17,781	305,818
		合 計	1,054,376	△ 17,781	1,036,595

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事 業 費	3 集 中 管 理 事 業 費	1,044,316	△ 17,781	1,026,535
		323,393	△ 17,781	305,612
		合 計	1,054,376	△ 17,781

平成7年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,754千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,809,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入		4,584,117	115,672	4,699,789
			4,584,117	115,672	4,699,789
		合 計	4,584,117	115,672	4,699,789
2 繰 越 金	1 繰 越 金		122,720	△ 12,918	109,802
			122,720	△ 12,918	109,802
		合 計	122,720	△ 12,918	109,802
歳 出	1 一 般 会 計 繰 出 金		4,706,837	102,754	4,809,591
			4,706,837	102,754	4,809,591
		合 計	4,706,837	102,754	4,809,591

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,705,837	102,754	4,808,591
		4,705,837	102,754	4,808,591
		合 計	4,706,837	102,754

平成7年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ662,228千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,633,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	国庫支出金		49,466	△ 38,655	10,811
		1 国庫補助金	49,466	△ 38,655	10,811
2	繰入金		165,273	△ 139,229	26,044
		1 一般会計繰入金	165,273	△ 139,229	26,044
3	繰越金		123,120	79,693	202,813
		1 繰越金	123,120	79,693	202,813
4	諸収入		1,774,143	△ 380,758	1,393,385
		1 県預金利子	480	△ 480	0
		2 貸付金元利収入	1,773,662	△ 380,277	1,393,385

歳入	3 雑入	1 入	△ 1	計
5 県債		183,279	△ 183,279	0
	1 県債	183,279	△ 183,279	0
歳入合計	2,295,281	△ 662,228		1,633,053

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		2,295,281	△ 662,228	1,633,053
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,295,281	△ 662,228	1,633,053
歳出合計		2,295,281	△ 662,228	1,633,053

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
中小企業高度化資金	183,279	%	0	%
計	183,279		0	

平成7年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ398,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
 (地方債の補正)  
 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	230,481	△ 204,948	25,533
2 繰入金	1 一般会計繰入金	125,283	△ 103,936	21,347
3 繰越金	1 繰越金	24,399	102,502	126,901
4 諸収入	1 貸付金元利収入	232,780	△ 8,462	224,318
歳入	2 県預金利子	1	823	824
歳入	3 雑入	2	633	635
歳入	合計	612,943	△ 214,844	398,099

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 農業改良資金	1 農業改良資金	612,943	△ 214,844	398,099
歳出	合計	612,943	△ 214,844	398,099

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
農業改良資金貸付金	千円 195,615	%	千円 0	%
農地保有合理化促進対策資金貸付金	18,666	%	9,333	%
計	230,481		25,533	

平成7年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,191千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計		
2	繰越金	繰越金	千円 12,479	△ 千円 112	千円 12,367		
			1	繰越金	12,479	△ 112	12,367
			3	諸収入	87,521	△ 千円 14,079	千円 73,442
3	収入	1	貸付金元利収入	87,519	△ 千円 14,079	千円 73,440	
			合計	102,320	△ 千円 14,191	千円 88,129	

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計		
1	林業改善費	1	千円 102,320	△ 千円 14,191	千円 88,129		
			1	貸付金	102,320	△ 千円 14,191	千円 88,129
			合計	102,320	△ 千円 14,191	千円 88,129	

平成7年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り

越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	国庫支出金	1	千円 32,196	千円 4,177	千円 36,373
			1	国庫補助金	32,196
2	財産収入	1	704	478	1,182
			1	財産売払収入	557
3	繰入金	1	278,424	△ 千円 10,736	千円 267,688
			1	一般会計繰入金	278,424
4	繰越金	1	1,000	613	1,613
			1	繰越金	1,000
5	諸収入	2	43,871	10,836	54,707
			雑収入	43,768	千円 10,836
合計	合計	合計	420,195	5,368	425,563

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	県営林事業費	1	千円 338,730	千円 5,670	千円 344,400
			職員費	119,145	千円 8,819

2 公 債 費	2 保 育 事 業 費	197,470	△	5,339	192,131
	3 処 分 事 業 費	386		233	619
	5 管 理 事 業 費	21,629		1,957	23,586
	1 公 債 費	81,465	△	302	81,163
	合 計	420,195		5,368	425,563

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 県 営 林 事 業 費	2 保 育 事 業 費	保 育 事 業 費	千円 11,195
	計		11,195

平成7年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,192千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ618,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	千円 241,298	△ 13,640	千円 227,658
	1 一 般 会 計 歳 入 金	106,422	12,920	119,342
2 繰 入 金	1 繰 越 金	1	5	6
	1 雑 入	31,447	△ 2,785	28,662
3 諸 収 入	1 国 庫 補 助 金	145,543	△ 23,692	121,851
	1 国 庫 支 出 金	145,543	△ 23,692	121,851
4 県 債	1 県 債	145,000	△ 24,000	121,000
	1 県 債	145,000	△ 24,000	121,000
6 歳 入 合 計		669,711	△ 51,192	618,519

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 531,140	千円 △ 51,192	千円 479,948
	1 事 業 費	531,140	△ 51,192	479,948
歳 出	合 計	669,711	△ 51,192	618,519

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	2 事 業 費	魚 市 場 事 業 費	千円 230,110
	計		230,110

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 額	起債の方法	補 正 額	起債の方法
魚市場事業費	千円 145,000	%	千円 121,000	%
計	145,000		121,000	

平成7年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		千円 17,344	千円 △ 14,994	千円 2,350
	1 国 庫 補 助 金	17,344	△ 14,994	2,350
2 繰 入 金		10,241	△ 7,385	2,856
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,241	△ 7,385	2,856
3 繰 越 金		1	4,984	4,985
	1 繰 越 金	1	4,984	4,985
4 諸 収 入		73,984	17,508	91,492
	1 貸 付 金 元 利 収 入	73,982	17,508	91,490
歳 入	合 計	101,570	113	101,683

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費		千円 101,570	千円 113	千円 101,683
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	101,570	113	101,683
歳 出	合 計	101,570	113	101,683

平成7年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,772千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,588,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	1 負担金	千円 837,684	千円 △ 17,267	千円 820,417
			837,684	△ 17,267	820,417
4	繰入金	1 一般会計繰入金	304,916	△ 762	304,154
			304,916	△ 762	304,154
6	諸収入	1 雑収入	15,986	257	16,243
			15,986	257	16,243
	歳入	合計	2,606,590	△ 17,772	2,588,818

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	流域下水道事業費	千円 2,362,789	千円 △ 17,010	千円 2,345,779
		2 流域下水道管理事業費	540,559	△ 17,010
2	公債費	243,801	△ 762	243,039
		1 公債費	243,801	△ 762
	歳出	合計	△ 17,772	2,588,818

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	流域下水道事業費	2 流域下水道建設事業費	千円 280,800
		流域下水道事業費	280,800
		計	280,800

平成7年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,258千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	使用料及び手数料	1	使用料	29,441	△ 10,154	19,287
			1	使用料	千円	千円
2	財産収入	1	財産運用収入	219,020	△ 214,791	4,229
			2	財産売却収入	219,000	△ 219,000
3	繰入金	1	一般会計繰入金	32,250	206,841	239,091
			繰入金	32,250	206,841	239,091
4	繰越金	1	繰越金	1	4,124	4,125
			繰越金	1	4,124	4,125
5	諸収入	1	雑収入	2	9,722	9,724
			雑収入	2	9,722	9,724
6	県債	1	県債	148,000	△ 82,000	66,000
			県債	148,000	△ 82,000	66,000
歳 入		合 計		428,714	△ 86,258	342,456

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事業費	428,714	△ 86,258	342,456
		千円	千円	千円
歳 出	合 計	428,714	△ 86,258	342,456
		428,714	△ 86,258	342,456

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 限 度 額	起債の方法	補 限 度 額	起債の方法
港湾整備事業費	148,000	%	66,000	%
計	148,000		66,000	

平成7年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成7年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,435千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金			千円 25,410	△ 千円 1,011	千円 24,399
		1 国庫委託金	25,410	△ 1,011	24,399
2 財産収入			11,030	△ 3,420	7,610
		1 財産売却収入	11,030	△ 3,420	7,610
3 繰入金			205,335	△ 3,197	202,138
		1 一般会計繰入金	205,335	△ 3,197	202,138
4 諸収入			2,541	193	2,734
		1 雑収入	2,541	193	2,734
歳入		合計	244,316	△ 7,435	236,881

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立学校水産実習費			千円 244,316	△ 千円 7,435	千円 236,881
		1 県立学校水産実習費	244,316	△ 7,435	236,881
歳出		合計	244,316	△ 7,435	236,881

平成7年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成7年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによ

る。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成7年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文かつこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額56,549千円は過年度分損益勘定留保資金51,202千円、当年度分消費税資本的収支調整額5,347千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	288,010千円	33,200千円	321,210千円
第1項 企業債	231,000千円	22,000千円	253,000千円
第2項 建設助成金	57,000千円	11,200千円	68,200千円
第1款 資本的支出	344,759千円	33,000千円	377,759千円
第1項 建設改良費	297,941千円	33,000千円	330,941千円
(企業債の補正)			
第3条 予算第5条中「231,000千円」を「253,000千円」に改める。			

平成7年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成7年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成7年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定められた業務の予定量のうちを次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 境港外港昭和地区埋立地売却面積	16.8ヘクタール	0.3ヘクタール	17.1ヘクタール
(収益的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 埋立事業収益	収 6,994,218千円	入 71,711千円	7,065,929千円
第1項 営業収益	5,745,076千円	71,711千円	5,816,787千円
支 出			
第1款 埋立事業費	1,889,962千円	11,503千円	1,901,465千円
第1項 営業費用	1,840,119千円	11,503千円	1,851,622千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつこ書を「資本的支出額4,921,237千円は過年度分損益勘定留保資金2,804,300千円、当年度分損益勘定留保資金1,535,348千円、当年度分消費税資本的収支調整額189千円及び当年度利益剰余金処分額581,400千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	支 4,914,748千円	出 6,489千円	4,921,237千円
第3項 建設改良費	19,252千円	6,489千円	25,741千円

平成7年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)  
第1条 平成7年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成7年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	収 13,191,482千円	入 △ 3,650千円	13,187,832千円

第2項 医業外収益

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	支 13,695,855千円	出 151,801千円	13,847,656千円
第1項 医業費用	13,287,048千円	156,561千円	13,443,609千円
第2項 医業外費用	363,532千円	△ 4,760千円	358,772千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	収 4,920,993千円	入 △ 14,821千円	4,906,172千円
第1項 出 資 金	852,053千円	△ 13,821千円	838,232千円
第3項 企 業 債	2,284,000千円	5,000千円	2,289,000千円
第4項 補 助 金	6,000千円	△ 6,000千円	0千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,525,522千円	△ 14,821千円	4,510,701千円
第1項 建設改良費	2,500,347千円	△ 14,821千円	2,485,526千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「2,284,000千円」を「2,289,000千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第5条 予算第9条中「4,049,667千円」を「4,205,191千円」に改める。

鳥取県公報第二四九七号

平成八年二月定例県議会(三月二十二日議決)された平成八年度鳥取県一般会計予算、平成八年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成八年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成八年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成八年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成八年度鳥取県農業改良資金

助成事業特別会計予算、平成八年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、平成八年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成八年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成八年度鳥取県境港水産施設事業特別会計予算、平成八年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、平成八年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、平成八年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、平成八年度鳥取県電気事業会計予算、平成八年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、平成八年度鳥取県立事業会計予算及び平成八年度鳥取県病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成八年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成8年度鳥取県一般会計予算

平成8年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,713,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目

的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	税	項	金 額
1 県			
		1 県 民 税	53,536,520 千円
		2 事 業 税	14,786,028
		3 不 動 産 取 得 税	14,660,822
		4 県 た ば こ 税	3,054,364
		5 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,651,288
		6 特 別 地 方 消 費 税	387,853
		7 自 動 車 税	833,605
		8 釵 区 税	7,422,295
			1,397

2 地 方 譲 与 税	9 狩 猟 者 登 録 税	14,627		
	10 自 動 車 取 得 税	2,897,315		
	11 軽 油 引 取 税	7,816,157		
	12 入 猟 税	10,629		
	13 旧 法 に よ る 税	140		
		5,999,678		
	1 消 費 譲 与 税	4,616,983		
	2 地 方 道 路 譲 与 税	1,206,541		
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	168,417		
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	7,737		
		134,720,000		
	1 地 方 交 付 税	134,720,000		
	3 地 方 交 付 税			
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金				
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	263,700		
5 分 担 金 及 び 負 担 金				
		5,305,411		
	1 分 担 金	485,393		
	2 負 担 金	4,820,018		
6 使 用 料 及 び 手 数 料				
		6,093,278		
	1 使 用 料	4,728,962		
7 国 庫 支 出 金				
	1 国 庫 負 担 金	24,163,570		
	2 国 庫 補 助 金	58,697,103		
	3 委 託 金	1,022,005		
		1,086,145		
	8 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	790,956	
	2 財 産 売 払 収 入	295,189		
	9 寄 附 金			
		1 寄 附 金	20,964	
	10 繰 入 金			
		13,376,355		
1 特 別 会 計 繰 入 金		423,345		
	2 基 金 繰 入 金	12,953,010		
11 繰 越 金				
	1 繰 越 金	100,000		
12 諸 収 入				
		57,842,271		
	1 延滞金、加算金及び過料	122,482		
	2 県 預 金 利 子	278,229		
	3 公営企業貸付金元利収入	2,114,373		
2 手 数 料	1,364,316			
	83,882,678			

13 県	債	4 貸付金元利収入	47,119,032
		5 受託事業収入	1,373,563
		6 収益事業収入	1,790,982
		7 利子割精算金収入	18,681
		8 雑収入	5,024,929
		1 県債	56,486,000
		合計	418,713,000
		歳入	
歳出	款	1 議会費	1,138,030
		2 総務費	21,670,071
		1 総務管理費	13,342,352
		2 企画費	4,166,506
		3 徴税費	2,146,828
		4 市町村振興費	938,507
5 選挙費	55,080		
6 防災費	364,429		
7 統計調査費	386,648		
8 人事委員会費	132,105		
9 監査委員費	137,616		
3 民生費	28,629,868		
1 社会福祉費	17,696,935		
2 児童福祉費	9,142,645		
3 生活保護費	1,779,299		
4 災害救助費	10,989		
4 衛生費	13,779,598		
1 公衆衛生費	3,233,163		
2 環境衛生費	2,226,297		
3 保健所費	1,718,387		
4 医薬費	6,601,751		
5 労働費	1,350,169		
1 労働政費	496,856		
2 職業訓練費	725,477		
3 労働委員会費	127,836		
6 農林水産業費	72,561,765		
1 農業費	19,826,517		

7 商 工 費	2 畜 産 業 費	2,724,637	1 教 育 総 務 費	1 教 育 総 務 費	4,167,299
	3 農 地 費	26,065,028		2 小 学 校 費	24,310,941
	4 林 業 費	16,073,309		3 中 学 校 費	13,296,083
	5 水 産 業 費	7,872,274		4 高 等 学 校 費	18,315,360
		56,417,846		5 特 殊 学 校 費	6,238,958
8 土 木 費	1 商 業 費	39,651,535	6 社 会 教 育 費	2,138,152	
	2 工 鉱 業 費	15,839,940	7 保 健 体 育 費	2,701,042	
	3 観 光 費	926,371		5,166,690	
9 警 察 費	1 土 木 管 理 費	2,743,201	11 災 害 復 旧 費		
	2 道 路 橋 りょう 費	49,195,963	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,806,125	
	3 河 川 海 岸 費	19,513,841	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,360,565	
	4 港 湾 費	5,856,980		32,806,809	
	5 都 市 計 画 費	9,680,908	12 公 債 費		
	6 住 宅 費	5,465,787	1 公 債 費	32,806,809	
10 教 育 費		17,680,589	13 諸 支 出 金		
	1 警 察 管 理 費	15,974,757	1 公 営 企 業 支 出 金	65,000	
	2 警 察 活 動 費	1,705,832	2 利 子 割 交 付 金	1,286,097	
		71,167,835	3 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	271,498	
			4 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	166,721	
			5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,954,854	
			6 利 子 割 精 算 金	12,880	

14 子 備 費	1 子 備 費	150,000
	合 計	418,713,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	知事公舎改築事業費	655,600 千円	8	89,100 千円
				9	522,500
				10	44,000
6 農林水産業費	1 農業費	トラクターパーク整備推進事業費	5,483,000	8	541,000
				9	3,839,000
				10	1,103,000
	4 林業費	とっとり出合いの森整備推進事業費	298,600	8	40,310
				9	258,290
7 商工費	2 工鉱業費	鳥取県館出展事業費	653,879	8	269,970
				9	383,909
9 警察費	1 警察管理費	西部免許センター等移転建設費	726,193	8	647,594
				9	78,599
10 教育費	5 特殊学校費	白兎養護学校整備費	599,000	8	331,086
				9	267,914

倉吉養護学校整備費	8	277,901
	9	73,399
米子養護学校整備費	8	402,012
	9	238,688

第3表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度	額
介護福祉士等修学資金貸付金	平成9年度		3,456 千円
看護学生等修学資金貸付金	平成9年度から平成11年度まで		78,264
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成8年度から平成20年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額850,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額	
創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成8年度から平成18年度まで	特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県工業技術振興協会が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額	
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成8年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本540,441千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかつた元利金合計(遅延損害金を含む。)に相当する金額	



財団法人鳥取県農業開発公社借入金 (中海干拓関連) 損失補償	平成8年度から 損失補償契約に 定めるところに より損失補償を する日の属する 年度まで	財団法人鳥取県農業開発公社が金融機関 から借り入れる、保有している中海干拓 事業で造成した農地における土地改良総 合整備事業の土地改良区に支払う賦課金 4,992千円について、償還期限までに返 済できなかった元利金合計額(遅延損害 金を含む。)に相当する金額
県立フラワーパーク造園(1工区) 工事	平成9年度から 平成10年度まで	948,000
県立フラワーパーク造園(2工区) 工事	平成9年度から 平成10年度まで	1,636,000
県立フラワーパーク造園(3工区) 工事	平成9年度から 平成10年度まで	1,643,000
県立フラワーパーク造園工事監理 工事	平成9年度から 平成10年度まで	75,400
県立フラワーパーク連絡道(2工区) 工事	平成9年度	155,000
県立フラワーパーク連絡道(4工区) 工事	平成9年度	196,000
とっとり出合いの森出合いの広場工 事	平成9年度	361,800
とっとり出合いの森駐車場・アロマ ナーズ工事	平成9年度	162,500
とっとり出合いの森給水・汚水・電 気設備工事	平成9年度	142,000
農業近代化資金等利子補給	平成9年度から 平成33年度まで	817,665
やる気農業バンクアツアツ資金利子補 給	平成9年度から 平成28年度まで	49,927
農業経営基盤強化資金利子補助	平成9年度から 平成33年度まで	86,725
農家負担軽減支援特別資金利子補助	平成9年度から 平成23年度まで	184,623
自作農維持資金利子補助	平成9年度から 平成28年度まで	1,084
果樹災害対策利子補給補助	平成8年度から 平成9年度まで	2,318
水田営農体制強化事業補助	平成8年度から 平成9年度まで	108,868
プラン卜野菜価格安定対策事業補助	平成8年度から 平成9年度まで	61,880
預託用肥要素牛導入資金利子補給	平成9年度から 平成10年度まで	33,600
ふるさと農業緊急整備事業奥日野地 区に関する西日本旅客鉄道株式会社 への工事負担金	平成9年度	100,000
ふるさと農道緊急整備事業中湯脚地 区(中湯脚大橋上部工)工事	平成9年度	84,000
ふるさと農道緊急整備事業殿地区 (上津黒工区)工事	平成9年度	200,000
ふるさと農道緊急整備事業関金地区 (松河原大橋上部工)工事	平成9年度	210,000
ふるさと農道緊急整備事業湯坂脚地 区に関する西日本旅客鉄道株式会 社への工事負担金	平成9年度	600,000
ふるさと農道緊急整備事業汗入地区 (大鷹橋上部工)工事	平成9年度	282,000
ふるさと農道緊急整備事業第3南大 山地区(大阪新橋上部工)工事	平成9年度	50,000
担い手育成支援事業補助	平成9年度から 平成23年度まで	142,603
乾しいたけ価格安定対策事業補助	平成8年度	32,834
森林整備活性化利子補給事業補助	平成9年度から 平成37年度まで	55,569
財団法人鳥取県造林公社借入金損失 補償	平成8年度から 損失補償契約に 定めるところに より損失補償を する日の属する 年度まで	融資元本735,105千円について損失補償 契約に定める最終償還期限到来後10か月 を経過した日において農林漁業金融公庫 が弁済を受けることができなかった元利 合計額(損失補償契約に定める遅延損害 金を含む。)に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	平成9年度から 平成27年度まで	148,543
漁業経営維持安定資金利子補給	平成9年度から 平成18年度まで	33,023

漁業経営再建資金利子補給	平成9年度から平成18年度まで	13,143
漁業経営安定資金利子補給	平成9年度から平成10年度まで	2,940
資源管理型漁業経営安定資金利子補給	平成9年度から平成15年度まで	7,228
一般国道53号河原道路用地先行取得事業費	平成9年度から平成15年度まで	一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために要する資金800,000千円及びこの資金の借入利子相当額の合計額
鳥取県土地開発公社借入金損失補償	平成9年度から平成15年度まで	鳥取県土地開発公社が一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために建設費及び財団法人道路開発振興センターから借り入れれる800,000千円に対して償還期限までに返済できなかった元金及び利子(遅延損害金を含む。)に相当する金額
主要地方道瀧口伯太線橋りょう整備工事(霧閉橋)	平成9年度	480,888
主要地方道瀧口伯太線橋りょう整備工事(宇代高架橋)	平成9年度	100,000
一般国道431号交通安全施設等整備事業用地購入費	平成9年度から平成21年度まで	一般国道431号の交通安全施設等整備事業の道路用地を取得するために要する資金1,818,000千円及びこの資金の借入相当額の合計額
鳥取都市計画画道路宮下十六本松線(2工区)外1線街路事業用地購入費	平成9年度から平成12年度まで	100,000
公共下水道過疎代行事業処理施設工事	平成9年度	946,800
河川局部改良事業瀬戸川改良工事	平成9年度	48,000
千代川水系美敷川都市砂防工事	平成9年度から平成10年度まで	430,000
地域優良分譲住宅購入資金利子補給	平成9年度から平成14年度まで	97,240

地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成9年度から平成14年度まで	32,430
特定優良賃貸住宅供給促進事業利子補給	平成9年度から平成14年度まで	62,717
公営住宅建設事業費	平成9年度	969,124
育英奨学生貸付金	平成9年度から平成15年度まで	131,616

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	41,000千円	証券借入又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることができるとする。
計画調査費	264,000	同上	同上	同上
消防指導費	22,000	同上	同上	同上
環境保全費	815,000	同上	同上	同上
農業総務費	4,234,000	同上	同上	同上
農作物対策費	890,000	同上	同上	同上
土地改良費	6,434,000	同上	同上	同上

開墾及び開拓事業費	1,000	同	上	同	上	上	上
農地防災事業費	156,000	同	上	同	上	上	上
林業振興指導費	1,406,000	同	上	同	上	上	上
林道費	2,752,000	同	上	同	上	上	上
治山費	1,381,000	同	上	同	上	上	上
漁港建設費	1,386,000	同	上	同	上	上	上
沿岸漁場整備開発費	495,000	同	上	同	上	上	上
金融対策費	1,000,000	同	上	同	上	上	上
工鉱業総務費	2,921,000	同	上	同	上	上	上
道路橋りょう総務費	258,000	同	上	同	上	上	上
道路維持費	691,000	同	上	同	上	上	上
道路新設改良費	12,406,000	同	上	同	上	上	上
橋りょう維持費	64,000	同	上	同	上	上	上
橋りょう新設改良費	292,000	同	上	同	上	上	上
河川総務費	310,000	同	上	同	上	上	上
河川改良費	2,232,000	同	上	同	上	上	上
砂防費	3,479,000	同	上	同	上	上	上
海岸保全費	323,000	同	上	同	上	上	上
港湾管理費	1,090,000	同	上	同	上	上	上
港湾建設費	888,000	同	上	同	上	上	上
境港管理組合費	38,000	同	上	同	上	上	上
街路事業費	1,946,000	同	上	同	上	上	上
公園費	622,000	同	上	同	上	上	上
下水道費	206,000	同	上	同	上	上	上
公営住宅建設費	844,000	同	上	同	上	上	上
高等学校施設設備整備費	133,000	同	上	同	上	上	上
盲聾学校費	67,000	同	上	同	上	上	上
養護学校費	40,000	同	上	同	上	上	上
体育施設費	1,186,000	同	上	同	上	上	上
林道施設災害復旧費	33,000	同	上	同	上	上	上
治山施設災害復旧費	100,000	同	上	同	上	上	上
治山施設等災害関連事業費	197,000	同	上	同	上	上	上
漁港施設災害復旧費	84,000	同	上	同	上	上	上
建設災害復旧費	918,000	同	上	同	上	上	上
港湾災害復旧費	57,000	同	上	同	上	上	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同	上	上	上
直轄道路事業費	636,000	同	上	同	上	上	上
直轄河川事業費	927,000	同	上	同	上	上	上

直轄海岸保全事業費	78,000	同	上	同	上
直轄砂防事業費	231,000	同	上	同	上
直轄ダム事業費	100,000	同	上	同	上
直轄港湾事業費	154,000	同	上	同	上
直轄災害復旧費	155,000	同	上	同	上
平成8年度県民税等 減税補てん償	1,493,000	同	上	同	上
計	56,486,000				

平成8年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,157,121千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 事 業 収 入			1,149,962 千円
		1 用 品 調 達 事 業 収 入	756,391
		2 自 動 車 管 理 事 業 収 入	9,049

歳 入	3 集 中 管 理 事 業 収 入		384,522
		2 繰 越 金	7,159
		1 繰 越 金	7,159
歳 入	合 計		1,157,121

歳 出	款	業 費	項	金 額
				千円
1 事 業 費			1 用 品 調 達 事 業 費	750,769
			2 自 動 車 管 理 事 業 費	9,050
			3 集 中 管 理 事 業 費	384,522
2 諸 支 出 金				12,780
			1 繰 越 出 金	12,780
歳 出	合 計			1,157,121

平成8年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成8年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,882,817千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 証紙収入	収入	1 証紙収入	4,798,085
		1 証紙収入	4,798,085
		1 証紙収入	4,798,085
2 繰越金	繰越金	1 繰越金	84,732
		1 繰越金	84,732
歳入		合計	4,882,817

歳出

款	項	金額	
1 一般会計繰出金	一般会計繰出金	4,881,817	
		4,881,817	
		4,881,817	
2 諸支出金	諸支出金	1,000	
		1,000	
歳出		合計	4,882,817

平成8年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,796千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

よる。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額	
1 国庫支出金	国庫貸付金	16,983	
		16,983	
2 繰入金	一般会計繰入金	12,249	
		12,249	
3 繰越金	繰越金	69,036	
		69,036	
4 諸収入	県預金利息	106,528	
		3,716	
		3,716	
2 貸付金元利収入	貸付金元利収入	102,183	
		102,183	
3 雑収入	雑収入	629	
		629	
歳入		合計	204,796

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 204,796
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	204,796
合 計		204,796

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	平成9年度から平成12年度まで	千円 104,298

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 16,983	政府の定める方法による。	% 無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条及び第19条の2第5項に定める方法による。
計	16,983			

平成8年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,745,253千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 43,824
	1 国 庫 補 助 金	43,824
2 繰 入 金		401,930
	1 一 般 会 計 繰 入 金	401,930
3 繰 越 金		105,460
	1 繰 越 金	105,460
4 諸 収 入		1,522,131
	1 県 預 金 利 子	217
	2 貸 付 金 元 利 収 入	1,521,914
5 県 債		671,908
	1 県 債	671,908
合 計		2,745,253

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		2,745,253 千円
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,745,253
歳 出	合 計	2,745,253

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 671,908	中小企業事業団の定める方法による。	% 4.1以内	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付特別第5条に定める方法による。
計	671,908			

平成8年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,125千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		107,746 千円
	1 国 庫 貸 付 金	107,746
2 繰 入 金		64,094
	1 一 般 会 計 繰 入 金	64,094
3 繰 越 金		6,072
	1 繰 越 金	6,072
4 諸 収 入		239,213
	1 貸 付 金 元 利 収 入	239,208
	2 県 預 金 利 子	3
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	417,125

歳 出		
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付事業費		417,125 千円
	1 農業改良資金貸付事業費	417,125
歳 出	合 計	417,125

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 103,746	政府の定める方法による。	無利子%	農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第20条第2項に定める方法による。
農地保有合理化促進対策資金貸付金	4,000	同上	同上	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第34条第2項に定める方法による。
計	107,746			

平成8年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,330千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	繰入金		千円 2,330

歳出	款	項	金	
			繰越	繰入金
1	林業改善資金貸付事業費	1	1	11,874
			2	11,874
			3	88,124
	合	計	102,330	1

歳入	款	項	金	
			歳入	歳出
1	林業改善資金貸付事業費	1	1	102,330
			2	102,330
			3	102,330
	合	計	102,330	102,330

平成8年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ413,573千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(地方債)



第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金		23,479
			千円
2 財産収入	1 財産売払収入		836
		2 財産運用収入	147
3 繰入金	1 一般会計繰入金		303,862
4 繰越金	1 繰越金		1
5 諸収入	1 受託事業収入		51,248
		2 雑収入	103
6 県債	1 県債		34,000
			34,000
歳入	合計		413,573

歳出

款	項	金額
1 県営林業費	1 職員費	319,455
	2 造林事業費	6,853
	3 保育事業費	155,957
	4 処分事業費	517
	5 公有林野分収造林事業費	100
	6 管理事業費	22,439
2 公債費	1 公債費	94,118
		94,118
歳出	合計	413,573

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林事業費	千円 34,000	証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べることができる。	10以内%	借入年度から35年ずえ置き、その後15年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいは償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行うことが出来るものとする。
計	34,000			

平成8年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ415,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 236,530
	1 使用料	236,530
2 国庫支出金		16,562
	1 国庫補助金	16,562
3 繰入金		131,117
	1 一般会計繰入金	131,117
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		31,461
	1 雑収入	31,461
歳 入	合 計	415,671

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 282,533
	1 事業費	282,533
2 公債費		133,138
	1 公債費	133,138
歳 出	合 計	415,671

平成8年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,578千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 16,253
	1 国庫補助金	16,253
2 繰入金		9,703

3	繰 越 金	1	一般会計繰入金	9,703	
		1	繰 越 金	1	
4	収 入	1	貸付金元利収入	75,621	
			2	県 預 金 利 子	1
			3	雑 入	1
			合 計	101,578	

1	沿岸漁業改善資金貸付事業費	1	沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,578
		合 計	101,578	

平成8年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,373,023千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1	分 担 金 及 び 負 担 金	1	負 担 金	834,631
		合 計	834,631	
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1	使 用 料	3
		合 計	3	
3	国 庫 支 出 金	1	国 庫 補 助 金	984,000
		合 計	984,000	
4	繰 越 入 金	1	一般会計繰入金	303,742
		合 計	303,742	
5	繰 越 金	1	繰 越 金	1
		合 計	1	
6	諸 収 入	1	雑 入	27,646
		合 計	27,646	

7 県	債	223,000
	1 県	債 223,000
歳 入	合 計	2,373,023

歳 出		款	項	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	2 流域下水道管理事業費	1 流域下水道建設事業費	1,540,589
			2 流域下水道管理事業費	583,987
	2 公 債 費	1 公 債 費	248,447	
		合 計	2,373,023	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天神川流域下水道事業焼却設備及び水処理施設工事	平成9年度	千円 350,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域下水道事業費	千円 223,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、	10以内%	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によ

事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	りすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることができるとする。
計	223,000

平成8年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成8年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ618,748千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料		千円 32,069
			32,069

2 財 産 収 入			219,020
	1 財 産 運 用 収 入		20
	2 財 産 売 払 収 入		219,000
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		7,657
4 繰 越 金	1 繰 越 金		1
5 諸 収 入	2 雑 入		1
6 県 債	1 県 債		360,000
	合 計		618,748

歳 出

1 事 業 費			618,748
	1 事 業 費		618,748
	合 計		618,748

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 360,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることが出来るものとする。
計	360,000			

平成8年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成8年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,482千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 94,694
	1 財 産 売 払 収 入	94,694

2 繰 越	金 入	繰 越	40,753
		1 繰 越	40,753
3 諸 収	入	雑 入	35
		1 雑 入	35
歳 入		合 計	135,482

1 県立学校農業実習費	項	金 額	117,097
		1 県立学校農業実習費	117,097
2 予 備 費	費	1 予 備 費	18,385
		1 予 備 費	18,385
歳 出		合 計	135,482

平成8年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成8年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ281,261千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 国 庫 支 出 金	金 入	国 庫 委 託 金	12,000
		1 国 庫 委 託 金	12,000
2 財 産 収 入	入	財 産 売 払 収 入	9,312
		1 財 産 売 払 収 入	9,312
3 繰 入 金	金 入	一 般 会 計 繰 入 金	257,391
		1 一 般 会 計 繰 入 金	257,391
4 諸 収 入	入	雑 入	2,558
		1 雑 入	2,558
歳 入		合 計	281,261

1 県立学校水産実習船実習費	項	金 額	281,261
		1 県立学校水産実習船実習費	281,261
歳 出		合 計	281,261

平成8年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

平成8年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	項	金額
1 負担金及び負担金	1 負担金		2,050 千円
			2,050
2 繰入金	1 一般会計繰入金		2,050
		合計	4,100

款	項	金額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		4,100 千円
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	4,100
合計		4,100

(総則)

第1条 平成8年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

平成8年度鳥取県営電気事業会計予算

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 161,640,000 kWh
- (2) 発電集中監視制御装置更新整備事業費 630,506千円
- (3) 袋川発電所調査費 7,989千円
- (4) 若桜発電所調査費 10,806千円
- (5) 河原発電所調査費 17,817千円
- (6) 賀祥発電所調査費 10,709千円
- (7) 新規地点調査費 445千円
- (8) 風力発電開発調査費 20,388千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 収入                     | 支出 |
| 第1款 電気事業収益 2,426,751千円 |    |
| 第1項 営業収益 2,326,194千円   |    |
| 第2項 営業外収益 98,473千円     |    |
| 第3項 特別利益 2,084千円       |    |

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| 第1款 電気事業費 2,259,964千円 |  |
| 第1項 営業費用 1,577,671千円  |  |
| 第2項 営業外費用 682,293千円   |  |
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額714,085千円は過年度分損益勘定留保資金691,892千円及び当年度分消費税資本的収支調整額22,193千円で補てんするものとする。)

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 収入                  | 支出 |
| 第1款 資本的収入 611,102千円 |    |

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	600,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。

第1項 企業債 600,000千円  
 第2項 固定資産売却代金 17千円  
 第3項 建設助成金 11,075千円  
 第4項 建設収入 10千円  
 支 出  
 第1款 資本的支出 1,325,187千円  
 第1項 建設改良費 776,707千円  
 第2項 企業償還金 548,480千円  
 (継続費)  
 第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。  

款 項	事業名	総 額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	1,168,100千円	8年度	630,506千円
	発電集中監視制御装置更新整備事業費		9年度	537,594千円

 (企業債)  
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)  
 第7条 一時借入金の限度額は、617,000千円と定める。  
 (予定支出の各項の経費の金額の流用)  
 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。  
 (1) 営業費用と営業外費用との間  
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)  
 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。  
 (1) 職員給与費 646,108千円  
 (2) 交 際 費 600千円  
 (利益剰余金の処分)  
 第10条 繰越利益剰余金のうち60,000千円は、次のとおり処分するものと定める。  
 (1) 減債積立金 60,000千円  
 (たな卸資産購入限度額)  
 第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。  
**平成8年度鳥取県営工業用水道事業会計予算**  
 (総 則)  
 第1条 平成8年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (業務の予定量)  
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。  
 (1) 年間給水量 22,000,000立方メートル  
 (収益的収入及び支出)  
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金65,000千円を借り入れる。



収 入	
第1款 工業用水道事業収益	458,662千円
第1項 営業収益	381,821千円
第2項 営業外収益	11,841千円
第3項 他会計からの長期借入金	65,000千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	450,909千円
第1項 営業費用	373,673千円
第2項 営業外費用	77,236千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95,165千円は当年度分損益勘定留保資金74,168千円及び当年度分消費税資本的収支調整額20,997千円で補てんするものとする。)	
収 入	
第1款 資本的収入	1,091,010千円
第1項 企業債	795,000千円
第2項 建設助成金	296,000千円
第3項 建設収入	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,186,175千円
第1項 建設改良費	1,140,066千円
第2項 企業債償還金	26,109千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金 (企業債)	20,000千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	千円 795,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により起債額又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすること

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、504,074千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 158,439千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち26,109千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 26,109千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成8年度鳥取県管理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成8年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 3.1ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 942,712千円

第1項 営 業 収 益 773,866千円

第2項 営業外収益 168,846千円

支 出

第1款 埋立事業費用 925,896千円

第1項 営 業 費 用 905,699千円

第2項 営業外費用 20,197千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的支出額713,940千円は過

年度分損益勘定留保資金708,661千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,279千円

で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 713,940千円

第1項 建設改良費 194,340千円

第2項 企業債償還金 519,600千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1	建設改良費	竹内工業団地 温泉館建設 事業費	261,127千円	8年度 181,252千円 9年度 79,875千円
(一時借入金)						
第6条	一時借入金	の限度額は、700,000千円と定める。				
(予定支出の各項の経費の金額の流用)						
第7条	予定支出	の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。				
(1) 営業費用と営業外費用との間						
第8条	次に掲げる経費	については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。				
(1)	職員給与費	7,074千円				
(たな卸資産の購入限度額)						
第9条	たな卸資産	の購入限度額は、1,000千円と定める。				

(総 則)

第1条 平成8年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 748床

(2) 年間入院患者数 244,550人

(3) 年間外来患者数 406,210人

(4) 一日平均入院患者数 670人

平成8年度鳥取県営病院事業会計予算

(5) 一日平均外来患者数	1,658人
(6) 主要な建設改良事業	中央病院外来棟増設事業 2,573,323千円 医療機器備品 871,918千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	出
第1款 病院事業収益	13,955,412千円
第1項 医業収益	12,078,173千円
第2項 医業外収益	1,874,147千円
第3項 特別利益	3,092千円
支 出	
第1款 病院事業費用	14,558,020千円
第1項 医業費用	14,079,012千円
第2項 医業外費用	458,513千円
第3項 特別損失	20,495千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,733千円は過年度分損益勘定留保資金70,733千円で補てんするものとする。)	
収 入	出
第1款 資本的収入	6,175,107千円
第1項 出資金	860,168千円
第2項 他会計からの借入金	1,738,053千円
第3項 企業債	3,575,000千円
第4項 補助金	1,886千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,245,840千円

第1項 建設改良費	3,595,011千円			
第2項 企業債償還金	727,958千円			
第3項 他会計からの借入金償還金	1,744,373千円			
第4項 開発費	178,498千円			
(企業債)				
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	3,575,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べ起債することができる。	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、原財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えをすることができるとする。
(一時借入金)				
第6条 一時借入金の限度額は、2,900,000千円と定める。				
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。				
(1) 職員給与費	7,646,071千円			
(2) 交際費	520千円			
(他会計からの補助金)				
第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。				

補 助 の 目 的

- (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 414,980千円
- (2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 (たな卸資産購入限度額) 53,731千円

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,387,364千円と定める。  
(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	生化学自動検査システム	一 式

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】